

沖縄の特定中小企業者又は特定中小連結法人が取得した経営革新設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表  
(措法42の10①、68の14①、旧措法42の10①、68の14①)

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 経営革新設備等の種類等	2	( )	( )	( )
経営革新設備等の名称	3			
設置した工場、事業所等の名称	4			
同上の所在地	5			
取得等年月日	6	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	7	平・	平・	平・
購入先	8			
取得価額	9	円	円	円
特別償却率	10	$\frac{20 \text{ 又は } 34}{100}$	$\frac{20 \text{ 又は } 34}{100}$	$\frac{20 \text{ 又は } 34}{100}$
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件	承認経営革新計画の承認年月日	13	平・	平・
	機械及び装置、一定の器具及び備品並びに建物及びその附属設備が承認経営革新計画に定めるものに該当する旨の事項	14		
その他参考となる事項	15			
<b>中小企業者の判定</b>				
発行済株式の総数又は出資金額	16		常時使用する従業員の数	17

特別償却の付表(四) 平十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

## 特別償却の付表（四）の記載の仕方

1 この付表（四）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の10第1項《沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却》若しくは平成17年改正前の措置法（以下「平成17年旧措置法」といいます。）第42条の10第1項《沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の14第1項《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却》若しくは平成17年旧措置法第68条の14第1項《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、経営革新設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 「事業の種類1」には、経営革新設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載してください。

3 「経営革新設備等の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、経営革新設備等の種類、構造、細目等を記載します。また、その経営革新設備等が機械及び装置である場合には、( )内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

4 「経営革新設備等の名称3」には、経営革新設備等に該当する資産の名称を記載します。

5 「同上の所在地5」には経営革新設備等を設置した工場、研究所、作業場等の名称を記載します。

6 「取得価額9」には、経営革新設備等の取得価額を記載します。

ただし、その経営革新設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額

又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、承認経営革新計画に定める機械及び装置、一定の器具及び備品並びに建物及びその附属設備が対象となりますが、次の減価償却資産の区分に応じ、それぞれ次のものは、この制度の適用はありませんので注意してください。

(1) 機械及び装置…1台又は1基（若しくは1組又は1式）の取得価額が280万円未満のもの

(2) 建物及びその附属設備…一の建物及びその附属設備の取得価額が1,000万円未満のもの

(3) 一定の器具及び備品…1台又は1基の取得価額（若しくは取得価額の合計額）が120万円未満のもの

また、租税特別措置法施行規則第20条の5第2項に規定する器具及び備品については、法人税法施行令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は第133条の2第1項《一括償却資産の損金算入》の規定の適用を受けるものを除きます。

7 「特別償却率10」の分子は、その経営革新設備等が、機械及び装置並びに器具及び備品である場合には「34」を、建物及びその附属設備である場合には「20」を○で囲みます。

8 「償却・準備金方式の区分12」は、その経営革新設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

9 「承認経営革新計画の承認年月日13」には、沖縄振興特別措置法第66条第5項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項又は中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）による改正前の中小企業経営革新支援法第4条第1項に規定する承認を受けた年月日を記載します。

10 「その他参考となる事項15」には、法人が措置法第42条の10第1項又は平成17年旧措置法第42条の10第1項に掲げる法人に該当する旨等参考となる事項を記載します。

11 「中小企業者の判定」の各欄は、経営革新設備等を事業の用に供した日の現況により記載します。